

広告



その道の専門家にきく 中日教えてナビ

東海エリアの**専門家**を紹介する**Webサービス**です。
あなたの**悩みや疑問**を相談したり、**専門家を探す**ことができます。

中日教えてナビ

中日教えてナビ
TOPはこちらから▶



各専門家の二次元コードから
プロフィールページへアクセス
ダイレクトにご相談が出来ます

お問い合わせ・運営／株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F TEL.052-239-1226(平日/10:00~17:00)

中日教えてナビでは様々なジャンルの専門家が皆さんの相談にお答えします。

医療・健康の専門家



日本歯周病学会認定歯周病専門医

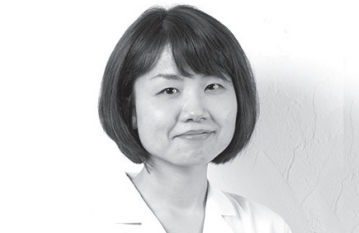
緑が丘歯科医院
藤塚 勝功

愛知県江南市

臨床歴35年の歯科医師が、歯周病の徹底治療を目指します



医療・健康の専門家



東洋医学の専門家

長森薬局・長森鍼灸院
浅野 美紗代

岐阜県岐阜市

西洋、東洋問わず総合的に判断し
アドバイスをさせて頂いております



マネー・保険の専門家



家計のホームドクター

株式会社HFP
服部 清和

愛知県あま市

難しいことをやさしく、やさしい
ことを深く、深いことを面白く



A 海外赴任時の不動産所得と医療費控除について
所得税法において医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除等の所得控除の適用を受けることが出来るのは居住者が支払ったものに限定されており、非居住者であれば医療費控除の適用は出来ないこととなっています。医療費控除は、日本に居住する者に対しては、海外へ渡航中であっても治療等で負担した医療費について所得税の医療費控除の対象となり、支払日の外国為替レートで円換算した金額を医療費として計算することとなります。今回の質問のように、非居住者が日本へ一時帰国された際に負担された医療費について日本の所得があったとしても日本の所得税の医療費控除を行う事はできません。外国から日本にきた非居住者が日本でかかった医療費を日本での医療費控除として日本の所得税から控除できないことと同じです。したがって、今お住いの国の制度において控除がないかを調べて頂くことが良いかと思えます。

税務・会計の専門家



おかげさまで
60周年を迎えます

名古屋税理士会 税理士法人NEXT

一川 明弘

岐阜県岐阜市

NEXTグループ
一丸となってお客様を
サポートします



夫の海外赴任に
帯同しており非居
住者ですが、私名義
の不動産があり賃
貸しているため不
動産所得の確定申
告をしています。
一時帰国中に高額
な医療費がかかり
ました。
不動産所得の確定
申告時に、医療費
控除を行うことは
できますか？
不動産所得につい
て納税義務がある
にも関わらず、非居
住者であることが
理由で医療費控除
ができないのは納
得できず質問させ
ていただきました。

Q 海外赴任
時の不動
産所得と医療費
控除

紙面出張
Q&A